

2. 障害の定義

各委員の意見	関係資料
<p>おおたにいん 【大谷委員】</p> <p>けんりじょうやく かくにん じゅうらいこくないほう めいき がいねん ていぎ こんごかくかんれんほうれい かいせい そうそく きてい</p> <p>2、権利条約に確認された従来国内法には明記されていない概念を定義し、今後各関連法令の改正の総則を規定すること。</p> <p>ぐたいてき さいていげんい か ふかけつ おも</p> <p>具体的には最低限以下のことが不可欠になると思われる。</p> <p>しょう ていぎ しゃかい</p> <p>(1) 障がいの定義を社会モデルとすること。</p> <p>しょう ていぎ たん がいねん もんだい ひろ こくみん しょう しゃかい かんけい はっしょう けいげん</p> <p>障がいの定義は、単なる概念の問題ではなく、広く国民に障がいとは社会の関係で「発症」もしくは「軽減」するものであり、排他的な社会にあっては障がいはより困難を伴い、逆に障がいのある人もない人も共に生きる社会にあっては、障がいは軽減あるいは意識されることもないものとして啓蒙することを意識して規定すること。</p> <p>はいたてき しゃかい しょう こんなん ともない ぎやく しょう ひと ひと とも い しゃかい しょう</p> <p>けいげん いしき けいもう いしき きてい</p> <p>おがわいん 【小川委員】</p> <p>1、2</p> <p>じょうやく しょうがいしゃ しゃかいさんか ふり げんいん こじん きのう しょうがい もと しょうがい いがく</p> <p>条約は、障害者の社会参加の不利の原因を、個人の（機能）障害（Impairment）に求める（障害の医学モデル）のではなく、きのうしょうがい しゃかいかんきょう そうごさよう しょうがい しゃかい そうごさよう さいよう だい じょう</p> <p>機能障害と社会環境との相互作用によるものとする「障害の社会モデル」（あるいは「相互作用モデル」）を採用した（第1条、ぜんぶん</p> <p>あるいは前文(e)。</p> <p>しょうがいしゃ けんりほしょうなら すべ かんれんしきく きほんてきりねん きてい かいせいほう じょうやくだい じょうとう きてい もとづ すべ</p> <p>障害者の権利保障並びに全ての関連施策の基本的理念を規定すべき改正法においては、条約第1条等の規定に基いて、「全ての機能障害（身体的、知的、精神的、感覚的障害）をもつ者並びにそれら機能障害により社会的環境との相互の作用で社会参加等に相当の制限を受ける者を包括した規定にすべきである。手帳制度等に関わりなく、難病、発達障害、高次脳機能障害をもつ者、「過去の経歴」や「障害のある者と看做されたもの」やユニークフェイスと呼ばれている方々も包含されるべきであると考える。理念法たる改正法の下に制度設計されるべき差別禁止法制度の適用対象とも関係する。また、改正にあたり、わが国の現行法制度の障害の範囲は、国際的に比較すると非常に狭い点に特に留意する必要がある。</p> <p>きょうき かんれん かだい げんこうほうせいど かんれん じょうやくじょう しょうがい しゃかい きてい もとづ せいど たにま</p> <p>3. 上記1、2にも関連する課題であり、現行法制度と関連して、条約上の「障害の社会モデル」の規定に基いて、制度の谷間がいしょう こんごけんとう ひつよう じゅうよう もんだい</p> <p>が解消されるよう、今後検討が必要となる重要な問題である。</p> <p>おのうえいん 【尾上委員】</p> <p>しょうがい ていぎ</p> <p>2. 障害の定義</p> <p>しょうがいしゃきほんほう せいていじ ねん はったつしょうがい こうじのうきのうしょうがい なんびょうなど</p> <p>① 障害者基本法の制定時(1993年)から発達障害や高次脳機能障害、難病等をはじめとして、</p>	

かんきょうじょう よういん せいかつじょう せいげん う じょうたい しょうがい はんい ふく ながねん
環 境 上 の 要 因 によつて 生 活 上 の 制 限 を 受 け る 状 態 を 障 害 の 範 囲 に 含 め る こ と に つ い て は、 長 年 の
けあん いま かいけつ しょうがいしゃきほんほう ばっぼんかいせい ごうりてきはいりよ ひてい ふく さべつ
懸案であり、未だに解決していません。障害者基本法の抜本改正で、「合理的配慮の否定」を含む「差別
こうい きんし めいじ こくさいひかく とのこ げんこう きわ せま しょうがい はんい かいせい
行為の禁止」を明示するのであれば、国際比較からも取り残されている現行の極めて狭い「障害の範囲」を改正
もと

することが求められます。

じょうやく しめ しょうがい しゃかい そ ほうりつ しょうがいしゃ しんたいてきしょうがい
② 条 約 が 示 して いる 障 害 の 社 会 モデル に 沿 っ て 「この 法 律 に お いて 「障 害 者」とは、 身 体 的 障 害、
ちてきしょうがいたまた せいしんてきしょうがい 「いか しょうがい そうしょう しゅしゅ しょうへき そうご さよう
知的障害又は精神的障害（以下「障害」と総称する。）があるため、種々の障壁と相互に作用す
しゃかい かんぜん こうかてき さんか せいげん う もの ふく きてい かいせい ひつよう
ることにより、社会に完全かつ効果的に参加することに制限を受ける者を含む」との規定に改正することが必要で
す。

しょうがいしゃ かん きほんてきさく
5. 障 害 者 に 関 する 基 本 的 施 策

なんびょう きほんほう じょう こう なんびょうなど きいん しょうがい
⑥ 難 病 に つ い て は、 基 本 法 23 条 3 項 に、「 難 病 等 に 起 因 する 障 害 」と され て いる た め、
しんたいしょうがいしゃふくしほう てちょうしょじしゃ げんてい ごかい しょう なんびょうなど きいん
身体障害者福祉法の手帳所持者に限定されているという誤解が生じており、「難病等に起因する」の
きいん さくじょ しょうがい もと さべつ たよう じったい あ がんめん いけい
「に起因する」を削除すべきです。また、障害に基づく差別の多様な実態に合わせて、HIVのキャリア、顔面に異形
ひとなど しょうがい かこ けいれき しょうがい はんい ふく じゅうなん たいおう
やアザがある人等にかかわる障害の「みなし」や「過去の経歴」を「障害の範囲」に含める柔軟な対応が求め
ます。

かわさきいん
【川崎委員】

しょうがい ていぎ こべつりっぽう かんけい てちょうせいど げんこう せいど しょうがい おもいひと あつく かるいひと うすいけつか
「 障 害 の 定 義 ・ 個 別 立 法 と の 関 係、 手 帳 制 度 に つ い て 」 現 行 の 制 度 で は、 障 害 の 重 い 人 に サー ビ ス が 厚 く、 軽 い 人 に 薄 い 結 果 と な っ て い ま す。
じっさいしょうがいしゃ ひとり よう おもさ しょうがい しゃがいさんか きぼう いよく せいかつ こうじょう のぞんで
しかし 実 際 障 害 者 の 一 人 一 人 は、 どの 様 な 重 さ の 障 害 で あ っ て も、 社 会 参 加 へ の 希 望 や 意 欲 を も ち、 生 活 の 向 上 を 望 ん で い ま す。 ま た でき
ること や し た い こ と は 個 々 人 に よ っ て 違 い が あ り ま す。 重 い、 軽 い の 判 定 で 決 め る の で は な く、 個 人 が 何 を 望 ん で い る か（ ニーズ ） を も と に、 サ ー ビ ス
りよう おもいます しょうがいしゃかん さーびすかくさ ぜんてい
が 利 用 でき る シ ス テ ム に でき る と よ い と 思 い ま す。 も ち ろ ん 障 害 者 間 の サ ー ビ ス 格 差 が な い こ と が 前 提 で す。

きたのいん
【北野委員】

しょうがいしゃ けんり しえん かん きほんほう ど こ かいせい
「 障 害 者 の 権 利 と 支 援 に 関 する 基 本 法 」 の 何 処 を 改 正 す べ き か ？ ①
だい じょう た しょうがいしゃかんれんほうき じゅんきよ しょうがい いっほんてきていぎ 「しゃかいかんけいも てる」 めいかく
・ 第 2 条 で は、 他 の 障 害 者 関 連 法 規 が 準 拠 す べ き 障 害 の 一 般 的 定 義（ 社 会 関 係 モ デ ル ） を 明 確 に す る。

さとういん
【佐藤委員】

しょうがいしゃ ていぎ
(1) 障 害 者 の 定 義

げんこうしょうがいしゃきほんほう だい じょう
現行障害者基本法（第2条）：

しょうがいしゃ しんたいしょうがい ちてきしょうがいたま せいしんしょうがい いか しょうがい そうしょう けいぞくてき
『障害者』とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下『障害』と総称する。）があるため、継続的
に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう」

だい じょうかいせいあん
第2条改正案

しょうがいしゃ しんたいしょうがい ちてきしょうがいたま せいしんしょうがい いか きのうしょうがい そうしょう はつたつしょうがい
『障害者』とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下『機能障害』と総称し、発達障害、
こうじのうきのうしょうがい まんせいしっかん とまな しょうじょう ふく きのうしょうがい さまざま しょうへき そうごさよう
高次脳機能障害および慢性疾患に伴う症状を含む）があり、その機能障害と様々な障壁との相互作用に
にちじょうせいかつかつどうまた しゃかいさんか そうとう せいげん もの
より、日常生活活動又は社会参加が相当に制限される者をいう。」

りゆう せつめい
理由・説明

しょうがいしゃけんりじょうやく しょうがい しょうがいしゃ がいねん かきさんしょう はんえい
★障害者権利条約の障害・障害者の概念（下記参照）を反映させる。

きのうしょうがい かんきょう そうごさよう しゃかいさんか せいげん けいけん ひと けんりじょうやく
★「機能障害と環境との相互作用により社会参加の制限を経験している人」という権利条約および
あい しー えふ こくさいせいかつきのうぶんるい こっかく さいよう
I C F（国際生活機能分類）の骨格を採用する。

しょうがいしゃきほんほう かいせいあん しょうがいしゃ ていぎ いぎ じったいほう たいしょうはんい みちび たにま
★障害者基本法（改正案）の障害者の定義の意義は、（1）実体法の対象範囲を導く（谷間をなくす）、（2）
しょうがい きのうしょうがい りかい あらた しょうがい ちゅうしん かつどう さんか せいげん おし
「障害＝機能障害」という理解を改め、障害の中心はむしろ活動や参加の制限であることを教える、（3）
しょうがい はっせいめかにずむ てきせつ こくみんりかい とく こんにち にほん かんきょう じゅうようせい にんしき みちび
障害（の発生メカニズム）についての適切な国民理解（特に今日の日本では環境の重要性の認識）を導く、
かつどう さんか せいげん こくふく たいおうさく しさ じょうきあん み
（4）活動と参加の制限を克服する対応策を示唆する、という4つであり、上記案はそれを満たしている。

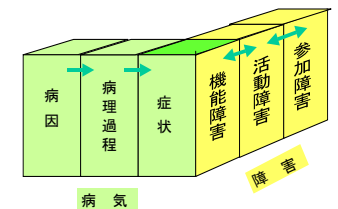
しょうとう せいげん しゅうしよく たいしょう にちじょうせいかつかつどうまた しゃかいさんか しょうじょう ふく きのう
★「相当に制限」が修飾する対象は「日常生活活動又は社会参加」としており、（症状を含む）機能
しょうがい おも かつどう さんか こんなんど きほん ちょうき そくめん そうとう ふく
障害の重さではなく、活動や参加の困難度を基本としている。なお「長期にわたる」という側面は「相当に」に含まれ
あし げつ ふろかいじょ いちじてき にーず すく こんにち だんかい しょうがいしゃ
ており、「足をねんざして1か月お風呂介助がほしい」などの一時的なニーズには（少なくとも今日の段階では）障害者
しさく たいおう
施策では対応しない。

しょうがいしゃけんりじょうやく きのうしょうがい ていぎ もう ねんかん とうぎけいか あき あい しー えふ
★障害者権利条約では「機能障害」の定義を設けていないが、5年間の討議経過から明らかに I C F を
ねんとう お りかい さいよう じゅうらい たにま お
念頭に置いており、わが国でもその理解を採用すべきである。このことによって、従来「谷間」に置かれてきた（置かれがちであ
かくしゅないぶぞうききのう しょうがい あい しー えふ ふく いた かんかく いひろうせい
った）各種内部臓器機能の障害（I C F のb4, b5, b6）が含まれることになり、また、「痛みの感覚」（b280）、「易疲労性」
ひふおよ かんれんぶい こうぞう やけど あと ふく うんどう かんれん こうぞう こびとしょう ふく
（b4552）、「皮膚及び関連部位の構造」（S8、火傷の痕などを含む）、「運動に関連した構造」（s7、小人症などを含む）
ふく
も含まれる。

ず びょうき しょうがい かんけい
図1 病気と障害の関係
しょうがい びょうき かんきょう
障害は病気と環境の
さよう しょう せいかつきのう
作用で生じた生活機能の
もんだい
問題。
いちぶ きのう しょうがい
その一部である機能障害は
びょうき しょうじょう せいかつ
病気の症状を生活の
してん み
視点で見たもの

病因：びょういん
病理過程：びょうりかてい
症状：しょうじょう
機能障害：きのうしょうがい
活動障害：かつどうしょうがい
参加障害：さんかしょうがい
病気：びょうき
障害：しょうがい

図1 病気と障害の関係
障害は病気と環境の作用で生じた生活機能の問題。
その一部である機能障害は病気の症状を生活の視点で見たもの



じょうきしんでいぎ じつたいほうじょう しょうがいしゃ はんい ふ たよう きのうしょうがい も ひと じどうてき
★上 記 新 定 義 によ っ て 実 体 法 上 の 障 害 者 の 範 囲 は 増 え る で あ る が、 多 様 な 機 能 障 害 を 持 つ 人 が 自 動 的 に
たいしょう かつどう さんか しょうがい しえん ひつよう ひと たいしょう ぎやく い おも
対 象 と なる わ け で は な く、 活 動 や 参 加 の 障 害 が あり、 支 援 を 必 要 と す る 人 の み が 対 象 と なる。 逆 に 言 え ば (主 に)
きのうしょうがい じどうてき たいしょう ひと いちぶ しえんたいしょう じょうがい
機 能 障 害 の み で (自 動 的 に) 対 象 と な っ て き た 人 の 一 部 は 支 援 対 象 か ら 除 外 さ れ る。

びょうき しっかん しょうがい かんけい びょうにん しょうがいしゃ き は な びょうにん せいどてき しょうがいしゃ
★「病 気・疾 患」と「障 害」の 関 係 は、 かつて は 病 人 と 障 害 者 を 切 り 離 す (病 人 で あ れ ば 制 度 的 に は 障 害 者
あつか ねんだい せいどかいせい せいしんしょうがいしゃ びょうにん しょうがいしゃ
と して 扱 わ な い) も の で あ っ た が、 1980-90 年 代 の 制 度 改 正 で 精 神 障 害 者 に つ い て は 「病 人 で あ り かつ 障 害 者」
いりょう ふくし へいよう みと まんせいしっかん なんびょう りかい ふじゅうぶん おお
(医 療 も 福 祉 も 併 用 で き る) も 認 め ら れ る よ う に な っ た。 し か し 慢 性 疾 患・ 難 病 に つ い て は こ の 理 解 が 不 十 分 で 多 く
たにま う じょうきていあん かいぜん かきず さんしょう
の「谷 間」を 生 ん で き た。 上 記 提 案 は そ れ を 改 善 す る。 下 記 図 1 参 照。

しょうがいしゃけんりじょうやく しょうがい しょうがいしゃ がいねん
障 害 者 権 利 条 約 の 障 害・ 障 害 者 の 概 念

ぜんぶん しょうがい がいねん つぎ せいふこうていやく
前 文 (e): 障 害 の 概 念 は 次 の と お り (2009.3 政 府 公 定 訳)。
じょうやく ていやくこく しょうがい はつてん がいねん せいのうしょうがい けいこうていやく
(こ の 条 約 の 締 約 国 は、・・・) 「障 害 が 発 展 す る 概 念 で あ る こ と を 認 め、 又 は、 障 害 が、 機 能 障 害 を 有 す る
もの たい たいどおよ かんきょう しょうへき あいだ そうごさよう けいこうていやく
者 と こ れ ら の 者 に 対 す る 態 度 及 び 環 境 に よ る 障 壁 と の 間 の 相 互 作 用 で あ っ て、 こ れ ら の 者 が 他 の 者 と の 平 等 を
きそ しゃかい かんぜん こうかてき さんか さまた う しょう みと
基 礎 と して 社 会 に 完 全 かつ 効 果 的 に 参 加 す る こ と を 妨 げ る も の に よ っ て 生 ズ る こ と を 認 め、」

だい じょう もくてき こうだん しょうがいしゃ がいねん つぎ どう
第 1 条 (目 的) の 後 段: 障 害 者 の 概 念 は 次 の と お り (同)。
しょうがいしゃ ちょうきてき しんたいてき せいしんてき ちてきたま かんかくてき きのうしょうがい さまたま しょうへき そうご
「障 害 者 に は、 長 期 的 な 身 体 的、 精 神 的、 知 的 又 は 感 覚 的 な 機 能 障 害 で あ っ て、 様 々 な 障 壁 と の 相 互
さよう たもの びょうどう きそ しゃかい かんぜん こうかてき さんか さまた う ゆう もの ふく
作 用 に よ り 他 の 者 と の 平 等 を 基 礎 と して 社 会 に 完 全 かつ 効 果 的 に 参 加 す る こ と を 妨 げ 得 る も の を 有 す る 者 を 含 む。」

しんたにいん
【新 谷 委 員】

ていぎきてい
2. 定 義 規 定 に つ い て

ていぎきてい けんりじょうやく ていぎきてい かんれんじょうぶん さいだいげんそんちょう かんが けんりじょうやく ていぎ
1) 定 義 規 定 に つ い て は、 権 利 条 約 の 定 義 規 定 や 関 連 条 文 を 最 大 限 尊 重 す べ き と 考 え ま す。 権 利 条 約 の 第 2 条 「定 義」は「コ ミ
げんご しょうがい さべつ ごうりてきはいりよ きてい た ていぎきてい ひつよう
ュニケーション」、「言 語」、「障 害 に 基 づ く 差 別」、「合 理 的 配 慮」、「ユニバーサルデザイン」し か 規 定 し て い ま せ ん の で、 そ の 他 に 定 義 規 定 が 必 要
がいねん ぎろん ひつよう かんが こじん けんりじょうやく
な 概 念 と して ど の よ う な も の が あ る か 議 論 が 必 要 と 考 え ま す。(例 えば、ア クセシビリティ や 個 人 の イ ン テ グ リ ティ など は 権 利 条 約 で は
どくりつじょうぶん ていぎきてい にほんしょうがい せいふ けんりじょうやく いけんこうかんかい
独 立 条 文 と な っ て い て、 定 義 規 定 に は あ り ま せ ん。) 又 は、 日 本 障 害 フォーラム (JDF) と 政 府 と の 権 利 条 約 に か か わ る 意 見 交 換 会 で、
じょうやくじょうぶん がいしゃく ぎろん けんりじょうやく かいしゃく ていぎきてい ひつよう かんが けんりじょうやく
条 約 条 文 の 解 釈 に つ い て も 議 論 が 行 わ れ て き ま し た の で、 権 利 条 約 を 解 釈 し た 定 義 規 定 も 必 要 と 考 え ま す。 例 えば、 権 利 条 約
ていぎ もじひょうじ ひつき ことば きほんほう ていぎ
で は 「コ ミ ュ ニ ケー シ ョ ン」 の 定 義 に 「display of text」 (文 字 表 示)、「written」 (筆 記) と い う 言 葉 が あ り ま す が、 基 本 法 の 定 義 で は コ ミ ュ
ニ ケー シ ョ ン 手 段 の 一 つ と して 「要 約 筆 記」 の 文 言 を 入 れ る べ き と 考 え ま す。

しょうがい ていぎ けんりじょうやく かたち みなおす ひつよう ていぎみなお みなおす こべつ
2) 障 害 の 定 義 を 権 利 条 約 に 沿 っ た 形 に 見 直 す こ と は 必 要 と 思 い ま す。 又 は、 定 義 見 直 し に 当 た っ て は、 そ れ に 伴 っ て 見 直 す べ き 個 別
きてい しんたいしょうがいしゃふくしほう べつびょう こくみんねんきんほほう こくみんねんきんほほうしこうれい べつびょう こうせいねんきんほけんほう こくみん
法 の 規 定、 例 えば 身 体 障 害 者 福 祉 法 4 条 の 別 表、 国 民 年 金 法 30 条 (国 民 年 金 法 施 行 令 第 4 条 6 別 表)、 厚 生 年 金 保 険 法 47 条 (国 民

ねんきんほうしこうれい じゅんよう きてい せいさ ていぎへんこう じつこうせい かくほ しょうがい しゅるい たにま どうじ しょうがい ていど
年 金 法 施 行 令 を 準 用) などの規定を精査し、定義変更の実効性を確保して「障 害 の種類による谷間」をなくすと同時に、「障 害 の程度
による谷間」も解 消 する 必要 があると 考 えます。

せきぐちいん 【関口委員】

- じょうやく しょうがい がいねん はんえい
1、条 約 における 障 害 の 概 念 を どう 反 映 ・ウせるのか
しょうがい たいどおよ かんきょう しょうへき そうごさよう しょう かんてん
(障 害 が 態 度 及 び 環 境 の 障 壁 と の 相 互 作 用 から 生 じ る と い う 観 点)
せきぐちいけん げんこうせいしんほけんふくしほう てちょう はんていきじゅん きのうしょうがい のうりよく
関 口 意 見 : 現 行 精 神 保 健 福 祉 法 の 手 帳 の 判 定 基 準 は 機 能 障 害 (インペアメンツ) と 能 力
しょうがい こじん きちやく はんだんきじゅん かんれん あらた
障 害 で あり、い づ れ も 個 人 に 帰 着 さ せ ら れ る 判 断 基 準 で あり。3. と も 関 連 す る が 改 め る べ き
で あり。
- きほんほう きほんてきせいかく かんれんせい かんが
2、基 本 法 の 基 本 的 性 格 と の 関 連 性 に つ い て どう 考 え る か
せきぐちいけん じょうやく さいていげん きじゅん しめ こくないほう ひろ すきま ていぎ もち
関 口 意 見 : 条 約 は 最 低 限 の 基 準 を 示 し て い る の だ か ら、国 内 法 で よ り 広 い 隙 間 の な い 定 義 を 用 い る べ
き だ あり。
- こべつりっぽう かんけい てちょうせいど かんが
3、個 別 立 法 と の 関 係 (手 帳 制 度) に つ い て どう 考 え る か
せきぐちいけん ちてき きゅう せいしん きゅう じゅうふくしょうがい きゅう きゅうふ う
関 口 意 見 : 知 的 3 級、精 神 3 級 の 重 複 障 害 で も、3 級 ま で の 給 付 し か 受 け ら れ な い
げんこうせいど あらた かくしょうがいしゅべつ てちょう かんが なお
現 行 制 度 は 改 め る べ き で あり。各 障 害 種 別 の 手 帳 と い う の も 考 え 直 す べ き か も し れ な い。

たけしたいん 【竹下委員】

- しょうがいしゃきほんほう たいしょう しょうがいしゃ はんい せま しんたい せいしんてき ちてき りゅう しゃかいせいかつ なん
1 障 害 者 基 本 法 が 対 象 と し て い る 「障 害 者」の 範 囲 は 狭 す ぎ る。身 体 ま た は 精 神 的 (知 的) 理 由 に よ り 社 会 生 活 に お い て 何 ら
しえん ひつよう もの しゃかいこうぞう げんいん しゃかいさんか そがい げんてい しょうがい もの しょうがいしゃ とら
か の 支 援 を 必 要 と す る 者、あ る い は 社 会 構 造 が 原 因 と な っ て 社 会 参 加 が 阻 害、限 定、障 害 さ れ て い る 者 は す べ て 障 害 者 と し て 捉 え
きほんほう たいしょう ほう もくてき かんてつ
る べ き で あり、基 本 法 の 対 象 と さ れ る べ き で あり。そ う で な い と、法 の 目 的 が 貫 徹 さ れ な い。

ひきまついん 【久松委員】

- しょうがい ていぎ
2. 障 害 の 定 義 に つ い て
しょうがい しゃかいもでる かんが もと せいり ひつよう
障 害 の 社 会 モ デ ル の 考 え に 基 づ き 整 理 す る 必 要 が あり。

まついいん
【松井委員】

しょうがい ていぎ
2. 障害の定義

基本法の障害者の定義（第2条）について、「障害が、あらゆる種類の機能障害と態度や環境による障壁との相互作用によって生じる」という障害者権利条約（以下、権利条約）の障害および障害者の概念を反映したものとする。この障害の概念は、障害者が障害のなものと平等に社会参加できるようにすることをめざす、権利条約のキー概念とされる「合理的配慮」の根拠ともなっていることから、基本法の障害者の定義に反映させる必要がある。

なお、基本法による障害者の定義は、具体的なサービスや給付提供を意図した個別立法とは異なり、日常生活や社会生活上なんらかの支障をもつすべての人（難病なども含む）を含む、包括的なものであるべきである。